

市立高教組ニュース 第2号

2013年4月18日(木)

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町分庁舎 TEL (022) 262-2289
書記長 佐竹 誠

退職手当削減

～ 平均で402万円 ～

12月5日市当局は、市労連に「来年4月1日から退職手当支給水準の引き下げを行いたい」、経過措置は「国のそれに準じたい」と提案してきました。→

◆【国、宮城県、仙台市の経過措置】の国を参照

この提案は11月16日に国家公務員の退職手当法が改悪され11月26日に施行されたことに伴うものです。→【当局提案】参照

提案に対し市労連は「仙台市の支給水準は市の職員規模からすると人事院の調査からしても高くない」「震災からの復旧・復興に取り組んでいる中で復旧・復興を遅らせるもの」「年度途中で変わる経過措置は他都市から応援をもらっているなかで駆け込み退職を生み、被災自治体にはそぐわない」ことを主張。また、全職員対象に提案に反対であるが撤回させることが困難であると考え、以下の5項目の要求署名に取り組むことを呼びかけました。①5年間の経過措置を行うこと。②再任用者を3級格付けとし、諸手当を支給すること。③43歳に主任発令を行い、3級に格付けること。④54歳で4級に格付けること。⑤7.5%の傾斜配分を3級在級5年から支給すること。

その結果、2,593筆の署名が集まり、1月15日には要求前進に向け三役交渉が行われました。その中で年度毎の経過措置実施について回答が得られたものの、その他の要求について前進がなかったため特に③について更なる検討を求めました。

最終交渉期限の1月22日、委員長と副市長の会談の中で来年度の確定交渉までの間に③について前向きに協議することが確認され、退職金支給水準の引き下げについて当局と合意した。→【市労連確認書】参照

【当局提案】 平成24年12月5日

仙台市労働組合連合会
執行委員長 太田昌彦様

仙台市長 奥山 恵美子

退職手当支給水準の引き下げについて

本年11月16日に国家公務員退職手当法が改正され、平成25年1月1日から、国家公務員の退職手当支給水準が引き下げられるところであります。

つきましては、本市においても、退職手当制度の適性化を図るため、下記の内容により、退職手当支給水準を引き下げることとしたいので、申し入れます。

記

1. 退職手当の額の計算に係る現行の調整率100分の104を100分の87に引き下げるものとし、実施日は平成25年4月1日とする。
2. 調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用するものとする。

【市労連確認書】

1. 退職手当の額の計算に係る調整率100分の104を、平成25年4月1日から平成26年3月31日までは100分の98と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までは100分の92と、平成27年4月1日以降は100分の87とする。
2. 上記1の調整率は、平成25年4月1日以降、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

平成25年1月22日

仙台市長

奥山 恵美子

仙台市労働組合連合会執行委員長 太田 昌彦

◆【国、宮城県、仙台市の経過措置】*宮城県内の自治体職員では県職員だけが年度途中で経過措置を受ける。

【国】時系列 ⇒

H25/1月(98/100)	H25/10月(92/100)	H26/7月(87/100)
----------------	-----------------	----------------

【宮城県】

H25/4月(98/100)	H25/10月(92/100)	H26/7月(87/100)
----------------	-----------------	----------------

【仙台市】

H25/4月(98/100)	H26/4月(92/100)	H27/4月(87/100)
----------------	----------------	----------------

退職手当の支給額＝基本額＋退職金調整額

基本額＝退職時の給料月額（本俸＋教職調整額）× 退職理由・勤続年数別月数（下表参照）

退職金調整額

大卒勤続30年以上、高卒36年以上・・・25,000×60＝1,500,000
 大卒26年以上30年未満、高卒32年以上36年未満・・・20,850×60＝1,251,000

平成24年度末で退職（425,500＋17,020）× 58.188 ＋1,500,000＝27,732,586
 平成25年度末で退職（425,500＋17,020）× 54.831 ＋1,500,000＝26,219,167
 平成26年度末で退職（425,500＋17,020）× 51.474 ＋1,500,000＝24,705,749
 平成27年度末で退職（425,500＋17,020）× 48.6765 ＋1,500,000＝23,444,567 （減額分4,288,019 円）

— 仙台市人事委員会と仙台市当局に要請 —

去る、3月21日市労連と宮城県官公労働組合連絡協議会は、仙台市人事委員会に「2007年の給与構造改革によって多くの職員が現給保障という形で実質的に昇給していない。人勧によらない3%カット、更には住宅手当も廃止される。これらも踏まえて正しい民間比較をおこなって欲しい。国の地方交付税削減など政府・総務省などによる圧力に屈することなく中立の立場で勧告を」と要請した。

また、4月9日には仙台市長に対し、国による給与削減圧力に屈することなく、地方自治体としてこれまで通り自主的な労使協議を基本とする労働条件決定を尊重するよう「給与決定に国の介入を許さない要求書」を提出しています。